

報告第 38 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月25日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金 190,817円也

3 損害賠償の原因

令和2年5月31日、盛岡市立高等学校野球部グラウンドにおいて、練習試合中にファウルボールが防球ネットを越え、隣接の宅地に駐車していた車両に当たり、車両を損傷したことによる。

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月29日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損害賠償の額 | 金 8,063円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和2年5月30日、盛岡市立見前中学校グラウンドにおいて、野球部の練習試合中、ファウルボールが防球ネットを越え、駐車場に駐車していた車両に当たり、車両を損傷したことによる。

報告第 40 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | |
|---------------|-----------|------------|
| 1 損害賠償の相手方 | 住所 | [REDACTED] |
| | 氏名 | [REDACTED] |
| 2 損 害 賠 償 の 額 | 金86,515円也 | |
| 3 損害賠償の原因 | | |

令和2年2月4日、盛岡市繁字下猿田地内的一般県道繁鶴宿温泉線を市有車が走行中、車両左後方部がガードレールに接触し、ガードレールを損傷したことによる。

報告第 41 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月1日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 損害賠償の額 金21,200円也

3 損害賠償の原因

令和2年4月20日、盛岡市西見前10地割地内において、市道久保屋敷線を自動車で走行中、道
路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 42 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月3日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所
氏名 [REDACTED]

2 損 害 賠 償 の 額 金 8,300円也

3 損害賠償の原因

令和2年4月19日、盛岡市西見前10地割地内において、市道久保屋敷線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 43 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月3日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 3,500円也

3 損害賠償の原因

令和2年5月1日、盛岡市西見前19地割地内において、市道菖蒲田・荒屋線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 44 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお
り専決処分する。

令和2年7月10日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 305,800円也

3 損害賠償の原因

令和2年5月21日、リサイクルセンターの粗大ごみ処理施設構内において、市重機車両がごみ
供給作業中に停車していた相手方の車両に接触し、車両を損傷したことによるもの。

報告第 45 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、
同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月6日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとお
り専決処分する。

令和2年7月17日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金99,891円也

3 損害賠償の原因

令和2年5月16日、盛岡市立高等学校野球部グラウンドにおいて、練習試合中にファウルボーラー
ルが防球ネットを越え、隣接の宅地に駐車していた車両に当たり、車両を損傷したことによる。